

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年8月10日

岡山市長 大森雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) BRANCH岡山北長瀬

所在地 岡山市北区北長瀬表町二丁目444番13、444番14、17番101、
17番102（計4筆）の一部

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

①名称 大和リース株式会社

住所 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号

代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

①名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町13番16号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

②他未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年4月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,055平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の収容台数 273台

②駐輪場の収容台数 145台

③荷さばき施設の面積 235平方メートル

④廃棄物等の保管施設の容量 118.37立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前6時00分

- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後11時00分

- ③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前5時30分から午後11時30分まで

- ④ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- ⑤ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時00分から午後10時00分まで

- 2 届出年月日

平成30年7月31日

- 3 縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間

平成30年8月10日から平成30年12月10日まで

- (2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課